真鶴町求職者等セクシュアルハラスメント防止方針

１　基本的な考え方

真鶴町は、職員の採用選考、職場見学、インターンシップ及び実習等に参加する全ての方の人格と尊厳を尊重し、安心して求職活動その他職業の選択に資する活動を行うことができる環境を確保します。

採用等に関わる職員の立場や権限を背景とした性的な言動は、求職者等の職業選択の自由を損ない、町政への信頼を著しく傷つけるものです。本町は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容せず、未然防止、相談への適切な対応及び再発防止に組織として取り組みます。

２　求職者等セクシュアルハラスメントの定義及び対象

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、本町の職員による性的な言動によって、求職者等の求職活動その他職業の選択に資する活動が阻害されることをいいます。

求職者等には、本町の職員採用に応募する方のほか、採用説明会、職場訪問、インターンシップ、教育実習その他求職活動又は職業の選択に資する活動に参加する方を含みます。対面に限らず、電話、電子メール、SNS、オンライン面談等での言動も対象となります。

本方針における「職員」とは、常勤職員、会計年度任用職員、任期付職員その他本町の業務に従事する職員をいいます。特別職等による不適切な言動についても、関係法令、条例等及びそれぞれの地位に応じた権限に基づき、必要な対応を行います。

３　禁止する言動の例

以下の各号のとおりとします。

（１）　性的な冗談、からかい、容姿・身体・性的指向等に関する不必要な発言や質問

（２）　性的な関係の要求、身体への不必要な接触、性的な画像・情報の提示

（３）　採用上の有利・不利を示唆して交際、私的な面会、食事等を求める行為

（４）　相手の意に反する執拗な私的連絡、SNS 等での接触、性的な内容のメッセージ送信

（５）　性的な言動への拒否や相談を理由に、選考・評価・実習等で不利益に取り扱う行為

（６）　上記は例示であり、これらに限るものではありません。該当性は、言動の内容、状況、当事者間の関係、求職活動等への影響その他の事情を踏まえ、具体的な状況に即して判断します。

４　採用・実習等における防止措置

以下の各号のとおりとします。

（１）　面接、説明会、実習等の実施日時、場所、担当者及び連絡方法をあらかじめ明確にし、職員と求職者等の双方に周知します。

（２）　採用等に関する連絡は原則として町が指定する公的な連絡手段を用い、私的なＳＮＳアカウント等による不必要な接触を行いません。

（３） 面談等は原則として町が管理する場所・方法で実施し、必要に応じて複数名で対応するなど、密室性や立場の差を利用した不適切な言動を防止します。
（４） 採用担当者、実習指導担当者及び管理監督者に対し、必要な周知・研修を行います。

５　相談への対応及び求職者等の保護

本町は、求職者等が利用できる相談窓口を設け、採用案内や町ホームページ等により相談方法を周知します。相談は、被害が確定していない段階でも受け付けます。相談窓口の担当部署、連絡先及び受付方法は、採用案内等で確認できるようにします。
相談を受けた場合は、相談者の意向及び心身の状況に配慮しつつ、迅速かつ適切に事実関係を確認し、必要に応じて関係者への対応、接触の回避、担当者の変更その他の保護措置を講じます。調査に当たっては、公平性及び関係者のプライバシーに十分配慮し、相談者に対応の見通しを可能な範囲で説明します。

相談したこと、調査に協力したこと又は性的な言動を拒否したことを理由として、採用選考、実習の評価その他の場面で不利益に取り扱いません。また、相談対応に協力した職員に対する不利益な取扱いも行いません。

６　厳正な対処及び再発防止

職員による不適切な言動が確認された場合は、行為の内容や程度に応じ、関係法令、条例等及び所定の手続に基づき、服務上の指導、担当業務の変更、懲戒処分その他必要な措置を検討します。事案を検証し、研修や採用・実習運営方法の見直しなど再発防止に取り組みます。

７　方針の周知

本方針は全職員に周知するとともに、町ホームページ、採用募集案内及び実習等の案内を通じて求職者等に公表します。相談窓口の具体的な連絡先及び対応手続を整備し、求職者等が確認できる方法で案内します。